

島根県営繕工事における週休2日促進工事实施要領

1. 目的

本要領は、島根県が発注する営繕工事における週休2日の確保に向けた取組において、労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

2. 用語の定義

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (4) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (5) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

3. 対象工事

原則として全ての営繕工事に適用する。

ただし、地域の実情等により対応が困難な工事は対象外とすることができる。

4. 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

- ① 発注者指定方式 発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式
- ② 受注者希望方式 受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

5. 積算方法等

(1) 補正方法

建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には、4週8休以上の現場閉所（現場休息）による週休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大する

ため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、受注者希望方式においては、4週6休以上の現場閉所（現場休息）について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととする。

週休2日促進工事において、以下の①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

- ① 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）1.05
- ② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率25%（7日/28日）以上
28.5%未満）1.03
- ③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所（現場休息）率21.4%（6日/28日）以上
25%未満）1.01

(2) 積算方法

① 発注者指定方式

4週8休以上を前提に、(1) ①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。その際、4週6休以上であっても、(1) ②及び③の補正は考慮しない。

② 受注者希望方式

労務費を補正せず工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の状況を確認後、(1) ①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じて、労務費を補正し工事費を積算し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。

なお、4週6休に満たない場合及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しなかった場合を含む。）については、変更の対象としない。

③ 見積単価の取り扱い

見積単価作成のため製造業者又は専門工事業者等に対して見積りを依頼する場合は、現場閉所（現場休息）の条件を提示のうえ、徴取を行う。なお、現場閉所（現場休息）の達成状況に応じた請負代金額の変更については、(2) ①及び②による。

6. 対象工事である旨等の明示

(1) 対象工事である旨等の明示は、次に掲げる契約方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面（以下「現場説明書等」という。）への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

- ① 一般競争入札の場合 : 入札公告及び現場説明書

- ② ①以外の指名競争入札の場合：指名通知書及び現場説明書
 - ③ 随意契約：現場説明書
- (2) (1) の現場説明書への記載は、別記によるものとする。

7. 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

- ・監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

② 工事着手後

- ・監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正にあたっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

③ その他留意事項

- ・現場閉所（現場休息）の状況の確認にあたっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努めること。
- ・監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- ・監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施すること。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議すること。
- ・監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日促進工事の見える化

週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

(3) 適正な工期の確保

発注者は、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

8. その他

(1) アンケート調査等の実施

週休2日促進工事を実施する場合は、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討するため、受注者工事完成日時点で受注者へアンケート調査を実施する。

なお、アンケートの内容及び方法については、別に定める。

また、受注者(下請業者を含む。)は、工事期間中又は完成後に県が実施する聞き取り調査に協力すること。

(2) 工事成績評定

①令和6年1月31日以前に入札公告する工事

発注者は、対象期間において現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、達成状況に応じて次のとおり工事成績評定にて評価する。なお、週休2日を達成しなかったことのみをもつての減点を行わない。

① 発注者指定方式

- ・4週8休以上：1. 2点
- ・上記以外：評価しない

② 受注者希望方式

- ・4週8休以上：1. 2点
- ・4週7休以上4週8休未満：0. 8点
- ・4週6休以上4週7休未満：0. 4点
- ・上記以外：評価しない

②令和6年2月1日以降に入札公告する工事

発注者は、対象期間における現場閉所(現場休息)について、週休2日(4週8休以上)を確保できた場合は、監督員及び主任監督員において工事成績評定の「Ⅱ. 工程管理その他」にて評価するものとする。なお、週休2日を確保できなかった場合においては、減点を行わない。

(3) 元請下請の取引の適正化

週休2日促進工事の実施に当たっても、工期や契約金額等について、下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、関係部局に対して、対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

(4) 提出書類の虚偽

7.(1)②の「実施工程表」に、虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

(付則)

(施行期日)

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和6年1月30日から施行する。